

議案第20号

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例について

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

飛驒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年飛驒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（保育所等との連携）

第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。
- (2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条について同じ。）を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所

内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第28条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協

力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者
- 6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
 - (2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

第13条中「法第33条の10」を「法第33条の10第1項」に改める。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
-----------------------------------	---------------------

始前の健康診断	
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第3項中「以下同じ」を「第35条第2項において同じ」に改める。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を、「5年を経過する日までの間」の次に「及び令和8年4月1日から起算して4年を経過するまでの間」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第6条 略 <u>(保育所等との連携)</u></p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p> <hr/> <p>(1) <u>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</u></p> <hr/>	<p>第1条～第6条 略 <u>(保育所等との連携)</u></p> <p>第7条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項までにおいて同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <hr/> <p>(1) <u>利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</u></p> <hr/>

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 家庭的保育事業者等は、連携施設を確保するに当たっては、連携協力の内容について連携施設の設置者と書面により契約等を締結するものとする。ただし、家庭的保育事業者等と連携施設の設置者が同一である場合は、この限りでない。

(2) 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条について同じ。）を提供すること。

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市長は、家庭的保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

第14条～第17条 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3・4 略

第19条～第23条 略

(職員)

第24条 略

第14条～第17条 略

(利用乳幼児及び職員の健康診断)

第18条 略

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</u>

3・4 略

第19条～第23条 略

(職員)

第24条 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う改正
制定改廃の根拠等	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和7年内閣府令第80号）が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。
条例の概要	<p>【改正の趣旨】</p> <p>国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、飛騨市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。</p> <p>【改正の内容】</p> <p>(1) 保育内容支援及び代替保育に係る連携施設の見直し</p> <p>集団保育機会の設定等を実施する連携施設の確保が困難であると認められる場合は、小規模保育事業A型事業者等を保育内容支援連携協力者として確保することにより、連携施設の確保をしないことができることとするもの。</p> <p>職員の病気、休暇等の場合に必要な代替保育を提供する連携施設の確保が困難であると認められる場合は、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると認める者を代替保育連携協力者として確保することにより、連携施設の確保をしないことができることとするもの。</p> <p style="text-align: right;">（第7条関係）</p> <p>(2) 虐待通報義務の創設</p> <p>保育所等における虐待等の不適切事案を踏まえ、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等にこどもを預けられるような環境を整備していく必要があることから、保育所等において虐待等の発見時の通報義務等の仕組みを設けるため児童福祉法の一部が改正され、第33条の10に第2項が追加された。これを受け、当該条例の参照範囲を第1項に限定するため改正を行う。</p>

(第13条関係)

(3) 利用乳幼児の健康診断の省略

利用乳幼児の健康診断に関して、母子保健法に基づく健康診査が行われた場合であって、家庭的保育事業者がその内容を把握し、それが定期健康診断又は臨時健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、これらの健康診断の全部または一部を行わないことができることとする。

(第18条第2項関係)

(4) 連携施設に係る経過措置の設定

原則として0歳～2歳の保育を行う家庭的保育事業等は、3歳になると連携施設への入園を想定しているほか、給食の提供や休暇職員の代替など、運営面において連携する施設を確保するよう求められている。

地理的要因などにより、連携施設の確保が困難であると市が認める場合は、連携施設の確保を求めない期間について、令和8年4月1日から4年間を経過措置として定める。

(附則第3項関係)

市民への影響等	特になし（市内に該当事業所なし）
施行日	令和8年4月1日
備考	